

バランシンググループ内の インバランス料金の連帯債務について

第10回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2021年11月15日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

(空白)

バランシンググループ内のインバランス料金の連帯債務について

- 令和3年10月28日に開催された第9回料金制度専門会合において、バランシンググループ（以下、「B G」という。）に所属する小売電気事業者（以下、代表契約者を「親B G」、代表契約者以外を「子B G」という。）がインバランス料金の連帯債務を負っていることに鑑み、以下の論点について御議論いただいた。
 - ① 小売電気事業者による適切なリスク評価・管理を可能とする観点から、B Gに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形をとりつつ、B G加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキームについて、「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」（以下、「リスクマネジメントに関する指針」という。）に明記することの適否
 - ② リスクそのものを見直す観点から、インバランス料金の連帯債務の見直しの可否
- 本日は、前回の本専門会合における御議論を踏まえ、当該論点についてとりまとめることとしたい。

(参考)【論点3】小売電気事業者における望ましい行為②

- 小売電気事業者の中には、
 - － 親BGとして、複数の子BGとともに共同でバランシンググループ（以下、「BG」という。）を形成し、全体の需給管理を行う者や、
 - － 子BGとして、需給管理は親BGに委ねる形で事業を行う者も存在。
- このようにBG全体で一体的にリスク評価・管理を行っている場合、**BG内の情報提供のあり方などが重要**となる。また、同BGに所属する小売電気事業者はインバランス料金の連帯債務を負っていることも鑑みれば、BG内の適切なリスク評価・管理は連鎖倒産を防止するなどの効果が期待でき、**需要家の保護の観点からも重要**であると考えられる。
- 他方で、これまで子BGが電力調達の方法、支払額の算定方法、脱退時の条件等について、理解が十分でなく、親BGと子BGとの間で相互不信が生じるケースなどが散見された。特に、親BGが子BGの需給管理も含めて行っているケースにおいては、調達コスト高騰した場合、BGに所属する全事業者に影響が及ぶため、子BGにとって、親BGのリスク評価・管理方針は、極めて重要な情報となる。
- このため、小売電気事業者が親BGとして代表契約者となる場合は、子BGやBGに所属を検討している小売電気事業者に対しては、**契約内容（BG内でのインバランス料金の債務分担の在り方など）、およびリスク評価・管理方針（電源調達における市場依存度など）について丁寧に説明することを望ましい行為**として、ガイドラインに位置付けることとしてはどうか。
- また、上記のとおり、**BG内に所属する小売電気事業者はインバランス料金の連帯債務のリスクがあるところ、当該リスクの在り方について、電力・ガス取引監視等委員会において検討を進めていくこととしてはどうか。**

まとめ：B G内のインバランス料金（連帯債務）について

- 以上のとおり、B G内のインバランス料金の連帯債務リスクに関して、①仮想B Gを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否、②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否、について検討を行った。
- 仮想B GとB Gの共通点・相違点を踏まえ、仮想B GをB Gに加入する以外の選択肢として「リスクマネジメントに関する指針」に明記することが適切か（論点①）、インバランス料金を一定の場合に分割債務とすることについて、メリット・デメリットや問題点を踏まえて可能かどうか（論点②）、本日の議論を踏まえ、次回の専門会合においてとりまとめることとしたい。

(参考) 論点と検討内容

論点	検討内容
①仮想 B G を「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否（仮想 B G について、B G との共通点・相違点）	✓ B G 加入と同様の価値の提供を受けることが可能 ✓ B G を組成する場合と比して、契約の締結・解約が柔軟、手続きが簡便 ✓ インバランス料金の責任範囲が明確 ✓ 仮想 B G については、B G と異なり仮想 B G 内のインバランスの相殺が不可。他方、仮想 B G 内において余剰インバランスと不足インバランスについて事後的に精算を行うことで仮想 B G 内での収支を相殺することは可能 ✓ 仮想 B G について、インバランス料金を委託先負担とする場合でも、一時的には委託元が一般送配電事業者との間で金銭の授受を行う必要（その後、委託先・委託元間で再度金銭の授受が必要）があり、事務コストが発生
②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否（一定の場合に分割債務とするものの可否）	✓ 親 B G の倒産時など、一般送配電事業者が子 B G に対してインバランス料金の支払いを求める場合に、子 B G のインバランス料金負担に上限が設けられることとなるため、連鎖倒産を回避できる可能性 ✓ 各子 B G の負担割合が明確となるため、インバランス料金全体について支払いを求める場合と比して、各子 B G が支払いに応じる可能性。もっとも、B G 内の需給管理と乖離した形の負担であった場合、支払いに応じない可能性 ✓ 分割債務として B G 内の需給管理と乖離した形で事業者の負担割合が決まると、インバランスを発生させたとしても責任範囲が限定されることになるため、需給管理をおろそかにするなど、モラルハザードが生じるおそれ ✓ 分割債務とした場合、負担割合が決まることで、生じたインバランス料金の全額を一般送配電事業者が回収できない可能性。なお、一般送配電事業者の回収不能分は最終的には需要家負担 ✓ 過去の電気料金審査専門会合において、インバランス料金は責任範囲を特定できないことを理由として、連帯責任と整理されたところ、当該インバランス料金の性質は変わっていない中、制度変更を行うことの妥当性 ✓ 子 B G は、B G に加入することによるメリット、連帯債務のリスクを勘案した上で B G に加入し、平時において B G に属することによる利益を享受しているところ、親 B G の法的整理開始時など一定の場合に、子 B G の負担を軽減させる措置を講じることの合理性・必要性 ✓ 分割債務とする場合を親 B G の法的整理時に限定することの是非 ✓ 託送供給等約款において、B G 内契約を統一的に規律することの是非

① 仮想 B G を「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否について

- 前回の本専門会合において、B G に加入せず、連帯債務のリスクを負わない形をとりつつ、B G 加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキーム（＝仮想 B G）について「リスクマネジメントに関する指針」に明記し、小売電気事業者に提示することが考えられるか、御議論いただいたところ、小売電気事業者への情報提供に資するとの理由から異論はなかった。他方、「リスクマネジメントに関する指針」への記載については、仮想 B G を推奨するのではなく、あくまで選択肢の一つとして提示してほしい旨の御意見があった。
- そこで、需給管理や電源調達を委託し、契約によりインバランス債務を委託先負担とする方法（＝仮想 B G）について、「リスクマネジメントに関する指針」に明記することとした。

< 第 9 回料金制度専門会合（令和 3 年 1 0 月 2 8 日） >

- ・ （B G 制度に関しては）契約自由の原則が支配している領域であって、創意工夫でどうやったっていい。率直に言えば大人なんだから自分で考えてというのが筋である。それにしても仮想 B G があるという情報を提供することによる実害は何もない。（安念委員）
- ・ 現行制度上可能なスキーム、かつ各会社で検討して選択すればいいのでその幅を広げる意味において明記しておけばデメリットはないし、むしろ情報提供につながるので良い。（華表委員）
- ・ このスキームをリスクマネジメントの指針に明記するということであれば推奨ではなく方法の一つとして公表していただきたい。現在の B G の契約方式がきちんとワークしているので継続することも考えられる。（松本オブ）

①仮想 B Gを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否について（続き）

- 具体的な記載内容については、B G内のインバランス料金の連帯債務リスクを踏まえ、以下のように、望ましい行為を明記することとしてはどうか（赤字）。

イメージ

②代表者契約制度を活用する場合における**親 B G**において望ましい行為（リスクマネジメントに関する指針 5 頁）

（略）

このため、小売電気事業者が親 B Gとして代表契約者となる場合は、子 B Gや B Gに所属を検討している小売電気事業者に対して、契約内容（B G内でのインバランス料金の債務分担の在り方やそのリスク等）、及び親 B Gとしてのリスク評価・管理方針（電源調達におけるスポット市場の依存度等）について丁寧に説明することが望ましい。なお、契約を締結するにあたっては、B G内においてはインバランス料金の連帯債務リスクがあることを踏まえ、当該リスクについて、B Gに所属する以外に単独事業者として事業を行うほか、電源調達、需給管理を他の小売電気事業者に委託し、インバランス料金負担を当該委託先の負担とするといった選択肢も一般論としてあることとあわせて説明することが望ましい※。また、小売電気事業者は、B G内のインバランス料金の連帯債務リスクに鑑み、B Gに所属する以外の選択肢があることを前提として、当該リスクや事務コストを踏まえ、B G所属について判断することが望ましい。

※なお、親 B Gが、電源調達、需給管理を自社において受託するか否か、インバランス料金負担を自社の負担とする契約を締結するか否かは、当該親 B Gの判断によるものとする。

①仮想 B Gを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否について（続き）

- また、事例集において、以下の内容を追記することとしてはどうか（赤字）。

イメージ

【地域や需要家への安定的なサービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する参考事例集】12頁

（４）その他の事例

事例 1 – 1 2 親 B Gから子 B Gへの説明

小売電気事業者 T は、代表契約者制度における代表契約者（以下、「親 B G」という。）であり、複数の他の小売電気事業者（B Gに属する親 B G以外の事業者を以下、「子 B G」という。）とともに共同で B Gを形成している。子 B Gに対しては、直近の相対取引の状況やスポット市場の価格高騰リスク等を説明した上で、電力調達の方法は子 B Gに判断を任せているものの、子 B Gの加入時の与信審査等を厳密に行うことで、B G全体で過剰なリスクを抱えないようにしている。加えて、日次でタイムリーに市場価格や概算の電源価格等を情報共有することで、子 B Gにおけるリスク管理のリテラシーを高め、B G全体で過剰な債務を抱え、連鎖倒産が発生しないように対応している。

事例 1 – 1 3 子 B Gによるリスク管理

小売電気事業者 U は、B G内においてはインバランス料金の連帯債務リスクがあることを踏まえ、B Gに所属するかについては、B Gに所属せず、需給管理等を他の小売電気事業者に委託する選択肢も含めて検討を行い、親 B Gの倒産リスクや、事業コスト等を勘案し、B Gに所属することとした。B G所属後については、連帯債務リスクを踏まえ、親 B Gの信用状況や運営状況を確認し、悪化が窺われた場合には、当該 B Gから脱退することにしており、また、将来的には、単独事業者として事業を行い、B Gに所属しないことを予定している。

(空白)

②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否について

- 前回の本専門会合において、B G内におけるインバランス料金の連帯債務を、一定の場合に分割債務とすることの可否について御議論いただいたところ。
- 当該論点については、①インバランス料金を分割債務とする合理的な算式がないことが現状、②各B Gは通常時には利益を享受している中で一定の場合にだけ負担をさせないというのはルール性を見出せない、等といったことを理由として分割債務とすることに反対する御意見が大勢であった。他方、親B Gの立場から、分割債務を実現してほしいという御意見もあった。

<第9回料金制度専門会合（令和3年10月28日）>

- たしかに難しい論点で、連帯債務として整理すること自体が便法で、つまり負担部分をどのように決めればいいのか、算式がないから仕方ないから連帯債務にしていると認識している。**各B Gの負担部分がある算式によって合理的に納得のいく形で算出できるならその時点で連帯債務をやめればよい話だが、その算式が存在していないのが今の現状。その算式ができたなら連帯債務をやめればよいという話。当面は連帯債務として整理するしか今の状況だとなし。**（安念委員）（川合委員、東條委員も当該意見に賛同）
- **各B Gはメリットデメリットを考えた上でbalancingグループに加入しているはずなので、通常時には利益を享受している中で一定の場合にだけ負担をさせないというのはルール性が見出せない。**（華表委員）
- 親B Gの立場から分割債務をぜひ実現していただきたい。理由は3点。（池田オブ）
 - ✓ 1点目は親B Gに比べ子B Gの事業規模がかなり小さいケースが非常に多い。何十倍もの規模のある親B Gの債務を連帯せざるを得ないというのは元々の仕組みに課題があった。ほとんどの子B Gは親B Gの経営体力を信頼して倒産などを想定せずに加入しているのでこうした現実にもご配慮していただければと思う。
 - ✓ 2点目はモラルハザードについて、これは起こりにくい。親B Gと子B Gの体力差が大きい場合はインバランスの大半は親B G自身の負担になるため、モラルハザードが起こる可能性は小さいのではないかと。
 - ✓ 3点目は仮想B Gという発想はいいと思うが、子B Gにとっては支払いの一本化ができなくて、実務上の不利益が大きくなる。特に規模の小さいB Gであるほど人員や体制がなく一本化のニーズが高い。B G制度はこれまでの多数の小売事業者の参入を支えてきた仕組みのため、こうした実務上の便益を計り、事業規模に見合った債務になるよう、検討いただきたい。

②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否について（続き）

- これまでの御議論を踏まえて、インバランス料金の連帯債務の見直しについては、以下の理由から、**現状の制度を維持することが適当**ではないか。
 - ・ 過去の電気料金審査専門会合においても、インバランス料金は責任範囲を特定できないと整理されていたが、当該インバランス料金の性質は足下で何ら変わっておらず、現状においてもインバランス料金を分割債務とする合理的な算式がないこと
 - ・ 各 B G は通常時に利益を享受しているにもかかわらず、一定の場合にその不利益を負担させないというのはルール性を見出すことができないこと
- 前述のとおり、**今回はインバランス料金の連帯債務の見直しは行わないものの、インバランス料金の連帯債務リスクを踏まえ、前記のとおり、親 B G 及び小売電気事業者の望ましい行為を「リスクマネジメントに関する指針」に明記し、また、子 B G によるリスク管理に関して、B G 内のインバランス料金の連帯債務リスクを踏まえた対応について、事例集に追記**することとしたい。